

# 神戸市採用ブランディング支援パートナー企業 公募要領



Kobe Employer Branding  
Support Partner

公募期間：令和5年4月3日（月）～4月28日（金）

神戸市経済観光局

## はじめに

神戸市では、令和5年度より、若年層の市内就職促進に向けて、その受け皿となる市内中小企業の採用ブランディングの取組みを支援するため、「神戸市中小企業採用ブランディング支援補助金」を新設しました。本補助金は、神戸市内に本社を置く中小企業の採用ブランディングの取組みに要する経費の一部（外部コンサルティング経費）を補助するものです。

本補助金の創設にあたり、採用支援サービスを展開する市内事業者と連携し、市内中小企業に対して、採用ブランディングの必要性・重要性の啓発を図り、本補助金の活用をした積極的な採用ブランディングの取組みを促していきたいと考えています。

連携の形としては、市内に本社を置く採用支援サービスを展開する事業者を、「神戸市採用ブランディング支援パートナー企業」（以下、「パートナー企業」）として認定、パートナー企業と神戸市との間で「神戸市採用ブランディング支援パートナーシップ協定」（以下、「パートナー協定」）を締結し、本市ホームページ等にて、パートナー企業やパートナー企業による取組みの紹介を行う予定です。

## 目次

1. 認定要件	P. 2
2. 認定事業者数	P. 2
3. パートナー協定	P. 2
(1) パートナー企業の役割	
(2) 神戸市の役割	
(3) 協定の締結期間	
4. パートナー企業認定の流れ	P. 3
5. パートナー企業認定の取り消し	P. 4
6. 活動内容報告	P. 4
7. その他留意事項	P. 4
【参考】神戸市中小企業採用ブランディング支援補助制度の概要	P. 5
パートナー協定（案）及び様式集	P. 7

## 1. 認定要件

以下の①～⑤のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- ① 神戸市に本社を置く事業者であること。
- ② 企業向けの採用支援サービスを提供する事業者であること。
- ③ 直近3ヵ年の間に、企業の採用コンサルティングの実績（3社以上）を有すること。
- ④ 確立された企業倫理をもって、持続的な企業経営を行っていること。
- ⑤ 神戸市税の滞納及び未申告がないこと。
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団等と密接な関係を有する事業者、暴力団等が経営に事実上参画している事業者のいずれにも該当しないこと。

## 2. 認定事業者数

認定事業者数に上限はありません。

## 3. パートナー協定

### (1) パートナー企業の役割

- ・市内中小企業に、採用ブランディングに取り組むことの効果や有効性（企業の認知度向上、質の高い母集団の形成、選考辞退の防止、採用後の定着率向上など）を訴求するため、市内中小企業向けの無料セミナー、無料相談会の実施、個別の企業訪問による説明などを行う。
- ・神戸市が所管する「神戸市採用ブランディング支援補助金」の紹介、補助申請に向けた必要な支援などを行う。

### (2) 神戸市の役割

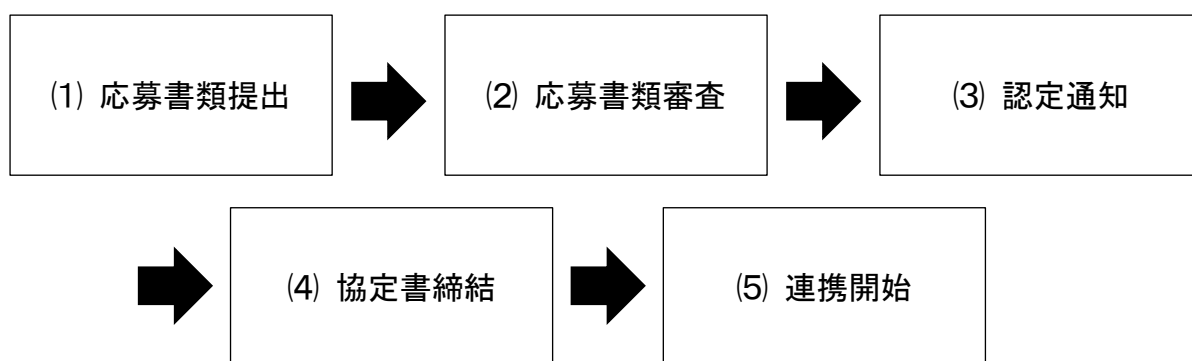
- ・パートナー企業及びパートナー企業が行う採用ブランディング支援の取り組みについて、市のホームページなどの広報媒体の活用や、市内経済団体の協力により、市内中小企業への周知広報を行う。
- ・パートナー企業が実施するセミナーや個別相談会の開催（対面式の場合）に際して、必要な場の提供（市会議室）などの協力を行う。

### (3) 協定の締結期間

協定締結の日から当該年度の年度末日

ただし、協定期間満了の日の2か月前に市・パートナー企業のいずれからもパートナーシップ協定終了の申し出がない場合は、最大3年の範囲で自動更新します。

#### 4. パートナー企業認定の流れ



##### (1) 応募書類提出

以下の書類を、神戸市に提出してください。

- ①神戸市採用ブランディング支援パートナー認定申請書（様式1）
- ②誓約書兼承諾書（様式2）
- ③会社概要のわかる書類（様式は不問）

##### <留意事項>

様式1中の「以下は、神戸市ホームページにて公開する情報です。」に該当する記載の情報は、認定後、パートナー企業の紹介のため、神戸市雇用就労ポータルサイト KOBE JOB PORT 内に「採用ブランディング支援パートナー企業の紹介ページ」を設けて、公開しますので、予めご了承ください。

##### (2) 応募書類審査・(3) 認定通知

認定要件に合致しているかを神戸市にて審査し、認定の可否を文書にて通知します。

##### (4) 協定書締結

パートナー企業に認定する場合、認定通知書に協定書（神戸市が押印したもの）を2通同封しますので、2通ともに押印のうえ、1通を神戸市経済観光局経済政策課（雇用労働担当）までご返送ください。

##### (5) 連携開始

パートナー企業が無料で実施する取り組み（セミナー、相談会、個別企業訪問）については、前述の神戸市ホームページ「採用ブランディング支援パートナー企業の紹介ページ」にて発信をいたします。対面式で実施する場合には、経済観光局会議室（三宮ビル東館）を無償で利用することもできますので、事務局までご相談ください。

## 5. パートナー企業認定の取り消し

以下に該当する場合、パートナー企業の認定を取り消すことができるものとします。

- ①認定申請の内容に、虚偽があった場合
- ②認定後、パートナー企業の認定要件に該当しなくなった場合
- ③重大な法令違反、その他社会通念上不適切と判断される行為があった場合
- ④パートナー企業から認定取り消しの申し出があった場合

## 6. 活動内容報告

パートナー企業として認定を受けた年度ごとに、市内中小企業の採用ブランディング支援の活動内容について、「神戸市採用ブランディング支援パートナー企業活動報告書」（様式3）にて、各年度（4月1日～翌3月31日）終了後、1か月以内に神戸市に報告をしていただきます。

## 7. その他留意事項

- ・パートナー企業としての活動にかかる費用は、すべてパートナー企業側が負担するものとします。神戸市ではその費用を負担することはできません。
- ・パートナー企業としての活動中に、第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任において誠実かつ迅速に処理してください。パートナー協定は、市が連帯して責任を負うものではありません。
- ・市内中小企業の採用ブランディング支援の目的以外に、パートナー企業としての地位を利用することはできません。（その地位を濫用していることが判明した場合、取り消しの対象となる場合があります。）
- ・「神戸市中小企業採用ブランディング支援補助金」は、パートナー企業による支援を受けることが必須の補助制度ではありません。

## 8. 応募書類の提出

- (1) 提出期間 令和5年4月1日（月）～4月28日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 本要領9に定める担当部署
- (3) 提出方法 原則、電子メール（郵送、持参でも可）

## 9. 担当部署（書類提出先・問合せ先）

所属名：神戸市経済観光局経済政策課

所在地：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

電話連絡先：078-984-0336

電子メール：koyo\_kobe@office.city.kobe.lg.jp

## 【参考】神戸市中小企業採用ブランディング支援補助制度の概要

本補助制度の対象企業の公募開始は、令和5年5月中旬を予定しています。

### (1) 目的

神戸市では、市内中小企業の採用力強化や人材確保を支援するため、中小企業が実施する採用ブランディングの取組等にかかる経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### (2) 補助対象者

以下①～④のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- ①神戸市内に本社を置く中小企業※注であること。(正社員の採用、社員の給与等勤務条件の決定権限を有する部署がない登記簿上だけ所在するものは除く。)
- ②納期限が到来している神戸市税(法人税、固定資産税等)の滞納及び未申告がないこと。
- ③2025年以降3年間に毎年1人以上の新卒卒(大学生等)の採用計画があること。
- ④補助金の交付を申請しようとする日から起算し、過去1年間において、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。

※注：中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者を指します。ただし次のいずれかに該当する事業者は除きます。

- (1)発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業が所有している中小企業者
- (2)発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

### (3) 補助対象経費

補助対象経費は、主に新卒採用を対象とした採用ブランディングにかかる外部コンサルティングに要する経費が対象となります。具体的な対象経費としては、以下の経費を想定しています。(補助対象経費には、消費税相当額は含みません)

経費区分	項目
コンサルティング費	1) 採用ブランディング戦略(計画)策定に要する経費 2) インターンシップ、選考プロセスの設計に要する経費 3) 採用コンテンツ(採用ホームページ・動画等)の設計に要する経費 4) 内定者防止策の設計に要する経費 5) 新卒採用担当者等の研修に要する経費 6) その他市長が採用ブランディングに必要と認める経費

※1) の採用ブランディング戦略（計画）策定は必須としています。

※3) の採用コンテンツにかかる経費は、コンセプト設計等が対象となり、実際のコンテンツ制作（採用ホームページの構築・改修、動画や採用パンフレット）の制作にかかる費用は対象外となります。

#### （４）補助率・補助上限額

補助率： 補助対象経費の 1 / 2 以内

補助上限額： 1 件あたり 50 万円まで

※1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

#### （５）補助期間

交付決定日 ～ 事業完了日（翌年 3 月 31 日まで）

#### （６）その他

当該補助金を活用する場合、採用ブランディングに取り組むにあたって、「採用活動にかかる KPI」の設定・報告（補助事業実施年度以降の 3 か年）を義務付けます。

# パートナー協定（案）及び様式集



## 神戸市採用ブランディング支援パートナーシップ協定書（案）

株式会社〇〇〇（以下、「甲」という。）と神戸市経済観光局（以下、「乙」という。）は、神戸市内の中小企業の採用力強化を通じて、市内中小企業で働く事の魅力が効果的に発信されることにより、若年層の神戸市内での就職促進を図るため、採用ブランディング支援パートナーシップ協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、市内中小企業の採用力強化に向けて、相互に協力し、市内中小企業の採用ブランディングの取り組みを促進していくことを目的とする。

### （甲の位置づけ）

第2条 乙は、甲を「神戸市採用ブランディング支援パートナー企業」（以下、単に「パートナー企業」という。）と認定する。ただし、甲は、市内中小企業の採用ブランディング支援以外の目的に、パートナー企業としての地位を利用してはならない。

### （甲の役割）

第3条 市内中小企業に、採用ブランディングに取り組むことの効果や有効性（企業の認知度向上、質の高い母集団の形成、選考辞退の防止、採用後の定着率向上など）を訴求するため、市内中小企業向けの無料セミナー、無料相談会の実施、個別の企業訪問による説明などを行う

2 前項の取り組みを通じて、乙が所管する「神戸市中小企業採用ブランディング支援補助金」の紹介、補助申請に向けた必要な支援などを行う。

### （乙の役割）

第4条 甲が行う採用ブランディング支援の取り組みについて、市のホームページなどの広報媒体を活用し、また、市内経済団体の協力を得て、市内中小企業への周知広報を行う。

2 甲が実施するセミナーや個別相談会の開催に際して、必要な場の提供などの協力を行う。

### （期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月末とする。

2 この協定書の有効期間満了の2カ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、3年を超えない範囲で、その後も同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が甲の認定を取り消した場合には、取消の日をもって、協定期間は終了するものとする。

### （活動報告）

第6条 甲は、乙に対して、乙の会計年度におけるパートナー企業としての活動内容

について、市の会計年度の末日より1か月以内に、報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲のパートナー企業としての活動にかかる経費は、すべて甲が負担するものとし、乙はその負担を行わない。

(第三者に対する損害)

第8条 甲が、パートナー企業としての活動中に、第三者に対して損害を与えた場合は、甲の責任において誠実かつ迅速に処理するものとし、乙は一切の負担を負わない。

2 甲は、前項の損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく乙に状況を報告するものとする。

(認定の取消)

第9条 甲が次の各号のいずれかに該当した場合は、乙は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定申請の内容に、虚偽があった場合
- (2) 認定後、パートナー企業の認定要件に該当しなくなった場合
- (3) 重大な法令違反、その他社会通念上不適切と判断される行為があった場合
- (4) パートナー企業から認定取り消しの申し出があった場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 神戸市〇〇区〇〇町  
株式会社〇〇〇  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

乙 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号  
神戸市  
経済観光局長 大畑 公平

フリガナ			
企業名			
所在地	〒	-	
代表者名			
連絡先・ご担当者	部署：	ご担当者：	
	TEL：	( )	-
	MAIL：		
無料相談会・無料セミナー実施の可否	相談会： <input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可 / セミナー： <input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可		

以下は、神戸市ホームページにて公開する情報です。

該当欄に○を記載	
採用ブランディングに関する支援範囲 (コンサルティング業務) ※選択式	採用戦略設計
	選考プロセス設計
	インターシップ設計
	採用コンテンツ設計
	内定辞退防止対策設計
	採用担当者研修
その他採用支援 ※自由記載	
得意とする領域 (自由記載)	
その他 支援対象企業へのPR (自由記載)	

支援実績	〇〇社以上				
<p style="text-align: center;">採用コンサルティング の実績（過去3年）</p> <p style="font-size: 2em;">（</p> <p>過去3年間の実績を 3件記載してください 各欄下段には、具体的な 支援内容・実績効果等を 記載のこと</p> <p style="font-size: 2em;">）</p>	業種		従業員規模		
	業種		従業員規模		
	業種		従業員規模		
問合せ先	郵便番号	-	/		
	所在地				
	部署		担当者名		
	TEL	(      )      -		/	
	E-mail				

## 誓約書 兼 承諾書

神戸市長あて

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。
  - (1) 納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。
  - (2) 暴力団、暴力団員、暴力団等と密接な関係を有する事業者、暴力団等が経営に事実上参画している事業者のいずれにも該当しないこと。
  - (3) 「神戸市採用ブランディング支援パートナー企業認定申請書」の記載内容に虚偽がないこと。
2. 申請者は以下のことを承諾します。
  - (1) 上記1. が事実と相違する場合、神戸市採用ブランディング支援パートナー企業（以下「パートナー企業」という。）認定の資格を有すると認められず、また、パートナー企業の認定を取り消されても異議のないこと。
  - (2) 全ての神戸市税の納付又は納入状況、課税状況及び申告状況を、神戸市が調査し、その調査結果をパートナー企業認定要件の確認に利用すること。
3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は、パートナー企業として「神戸市採用ブランディング支援パートナー協定」の協定有効期間とします。

## 申請者【法人】

(ふりがな) 法人名	
(ふりがな) 代表者 職・氏名	
法人番号	
登記上の本社・本店 所在地等	〒 - 連絡先TEL ( ) -  <input type="checkbox"/> 上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。 <input type="checkbox"/> ↑本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。

## 神戸市採用ブランディング支援パートナー企業活動報告書

提出日 年 月 日

企業名						
活動期間	年	月	日	～	年 月 日	
活動実績						
無料セミナー (主な実績を最大3件まで網掛け欄に記載)	実施回数	回	参加実績	延べ	人 ( 社 )	
	実施日	年	月	日	形式	
	テーマ					
	参加実績	人 ( 社 )				
	実施日	年	月			
	テーマ					
	参加実績	人 ( 社 )				
	実施日	年	月			
	テーマ					
	参加実績	人 ( 社 )				
実施日	年	月	日			
無料相談会	実施回数	回	参加実績	延べ	人 ( 社 )	
個別企業訪問 ※概数でも可	社	(備考) 「神戸市中小企業採用ブランディング支援補助金」 の補助対象企業に限る。				
支援受注実績	社	(備考) 「神戸市中小企業採用ブランディング支援補助金」 の補助対象企業に限る。				
その他特記事項 又は意見など <自由記載>						